

「第2次循環型社会形成推進基本計画」の概要について

平成20年5月
環 境 省

0 . 計画策定の経緯

- 第1次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に策定。
- 計画策定後5年を目途に見直しを行うこととされており、昨年7月頃より、中央環境審議会において見直しの審議を行った。
 - ・ 2月25日 中央環境審議会循環型社会部会 素案了承
 - ・ 2月26日 パブリック・コメント(～3月10日)
- 政府においては、上記の審議を踏まえ、平成20年3月25日に、第2次循環基本計画の閣議決定を行い、国会に報告した。

1 . 第2次循環基本計画のポイント

今日、環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たに以下の内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進。

環境の保全を前提とした循環型社会の形成
 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
 各主体が連携・協働した3Rの取組
 3Rの技術とシステムの高度化
 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

2 . 第2次循環基本計画の概要

【第1章 現状と課題】

第1次計画に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果。

一方、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大。
 このため、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要。

【第2章 循環型社会形成の中長期的なイメージ：2025年頃まで】

低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した「持続可能な社会」が構築。
長期優良住宅の普及などにより、「ストック型社会」が形成。

地域特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環の形成による重層的な「地域循環圏」が構築される。具体的にはバイオマス系循環資源の利活用による食の地産地消の循環等。

「もったいない」の考え方に即したライフスタイルが定着し、修理してものを長く使うことや里山の恵みを活用することが広く行われる。

このほか、関係主体の連携・協働による取組の加速化、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透、3Rと廃棄物処理システムの高度化、など。

【第3章 指標及び数値目標（目標年次：2015年度）】

循環型社会への進捗状況の把握を目的とした物質フロー指標である、「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」の数値目標を強化。

低炭素社会への取組との連携に関する指標（廃棄物分野の排出削減対策の目標）や、「隠れたフロー・TMR」をモニタリング指標として新たに設定。

また、取組目標においても、「1人1日あたりに家庭から排出するごみの量を20%削減するといった数値目標の設定、モニタリング指標として「マイバッグ持参率」「ごみ処理有料化実施自治体率」などを新たに導入。

【第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割】

目標の達成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体など関係主体の連携と協働の下、それぞれの役割を果たすことが重要。

- ・国民はマイ箸、マイバッグの利用などライフスタイルの変革、
- ・NGO/NPO・大学等は連携・協働のつなぎ手や専門的知見の充実、的確な情報の発信、
- ・事業者は3Rの徹底や廃棄物処理の高度化、産業間連携等、
- ・地方公共団体は地域の循環型社会形成推進の中核として、関係主体の連携・協力の推進、といった役割をそれぞれ期待。

【第5章 国の取組】

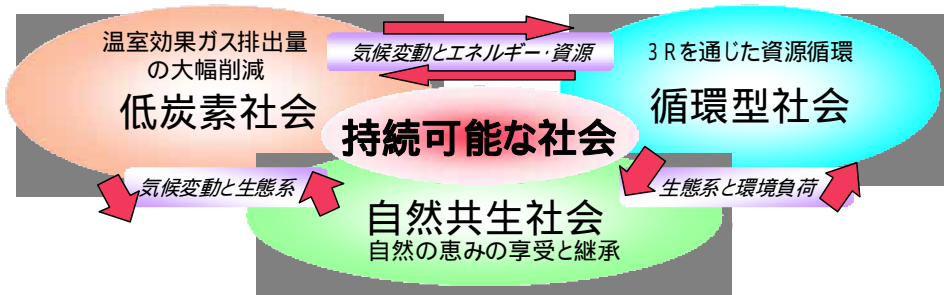
基本的な方向として、自然の物質循環とその一部である社会経済システムの物質循環両方を視野に入れ、適正な循環を確保することとする。自然環境の保全、環境保全上健全な水循環の確保、適切な農林水産業の増進など。

国は、各主体とのパートナーシップを図りつつ、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等を推進。

また、循環型社会ビジネスの推進や、3Rの技術とシステムの高度化、施策の進捗状況を評価・点検するための情報把握や人材育成を推進。

さらに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開。

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開



自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図る

循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

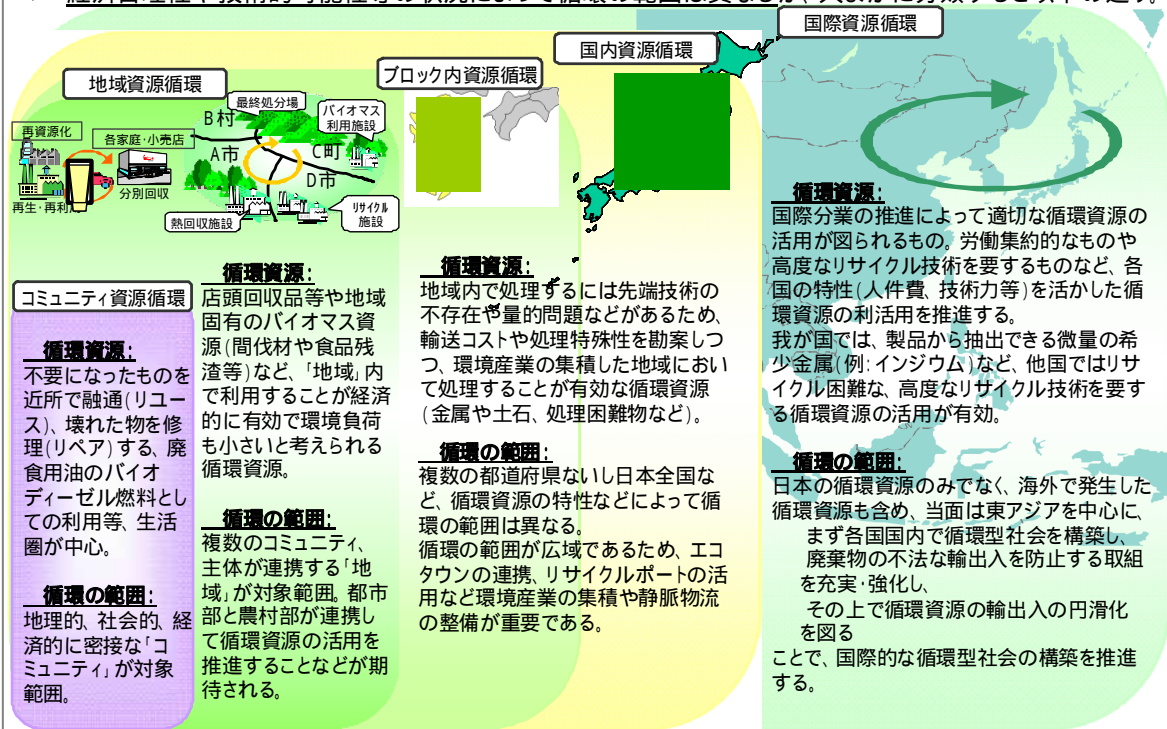
- ・ 廃棄物発電の導入等による熱回収の徹底
- ・ 持続的な廃棄物発電のあり方の検討や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用促進
- ・ バイオマス系循環資源の有効活用
- ・ 環境負荷の低い静脈物流システムの構築

循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進

- ・ 枯渇性資源の使用量増大の抑制
- ・ 住宅をはじめ長期間社会で使用することを推進することにより、自然界からの新たな資源採取を抑制
- ・ 生物多様性の保全に配慮した、再生可能な資源の持続可能な利用の推進
- ・ 化学肥料等の使用低減等による環境保全型農林水産業の促進

地域循環圏について

- 循環資源の性質ごとに、地域の範囲別に分類したイメージ。
- 経済合理性や技術的可能性等の状況によって循環の範囲は異なるが、大まかに分類すると以下の通り。



新たな循環基本計画における指標の充実 (物質フロー指標)

新たな物質フロー指標案

現行の物質フロー指標

- 「入口」: 資源生産性
・ GDP / 天然資源等投入量
- 「循環」: 循環利用率
・ 循環利用量 / 総物質投入量
- 「出口」: 最終処分量
・ 廃棄物最終処分量

拡充・強化

1 目標を設定する指標

- 「入口」: 資源生産性 GDP / 天然資源等投入量
- 「循環」: 循環利用率 循環利用量 / 総物質投入量
- 「出口」: 最終処分量 廃棄物最終処分量

2 目標を設定する補助指標

- 土石系資源投入量を除いた資源生産性
- 低炭素社会への取組との連携
廃棄物分野の排出削減対策による削減量
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び
廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の
温室効果ガス排出量(計測)

3 推移をモニターする指標

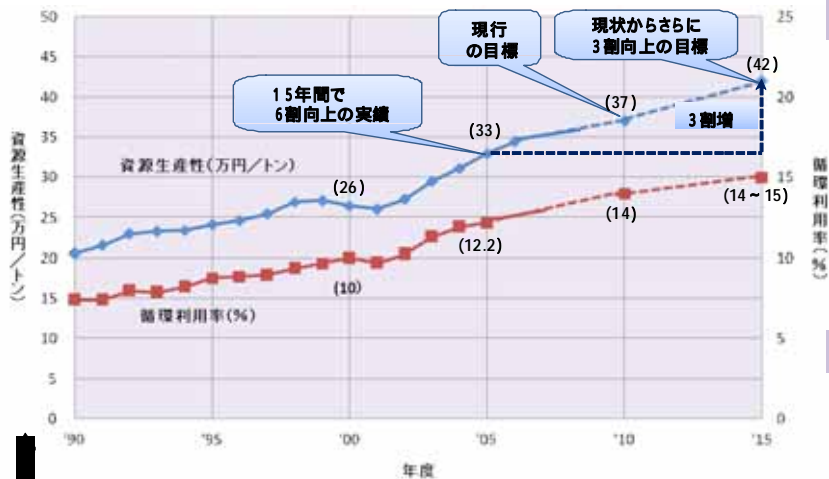
- 化石系資源に関する資源生産性
- バイオマス系資源投入率
- 隠れたフロー・TMR(関与物質総量)
(推計例: 金属系資源輸入量の約2.1倍)
- 国際資源循環を踏まえた指標
- 産業分野別の資源生産性

4 今後の検討課題

環境影響負荷の算出に係る各国のインベントリ整備や国際的に共有しうる換算係数の設定など、今後の検討課題として明記

物質フロー指標 - 目標を設定する指標 -

資源生産性
循環利用率



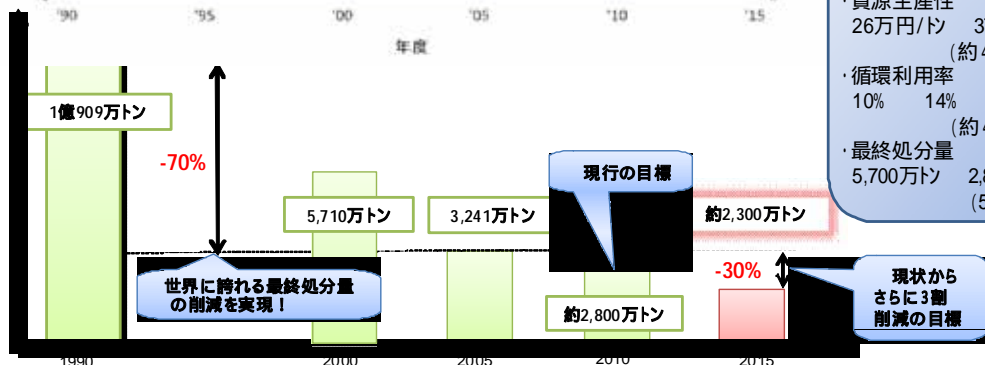
第2次計画

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 2000年 | 2015年 |
| ・資源生産性
26万円/トン | 42万円/トン
(約6割向上) |
| ・循環利用率
10% | 14~15%
(約4~5割向上) |
| ・最終処分量
5,700万トン | 2,300万トン
(60%削減) |

第1次計画

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 2000年 | 2010年 |
| ・資源生産性
26万円/トン | 37万円/トン
(約4割向上) |
| ・循環利用率
10% | 14%
(約4割向上) |
| ・最終処分量
5,700万トン | 2,800万トン
(50%削減) |

最終処分量



新たな循環基本計画における指標の充実 (取組指標)

現行の取組指標

- 1 循環型社会に向けた意識・行動の変化
 - ・ 廃棄物に対する意識・行動
 - 2 廃棄物等の減量化
 - (1) 一般廃棄物の減量化
 - (2) 産業廃棄物の減量化
 - 3 循環型社会ビジネスの推進
 - (1) グリーン購入の推進
 - (2) 環境経営の推進
 - (3) 循環型社会ビジネスの推進
- その他(参考)
- ・ 個別リサイクル法等の施行

拡充・強化

新たな取組指標案

1 目標を設定する指標

- (1) 廃棄物等の減量化
 - ア 一般廃棄物の減量化 (ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量
 - イ 産業廃棄物の減量化
- (2) 循環型社会に向けた意識・行動の変化
- (3) 循環型社会ビジネスの推進
 - ア グリーン購入の推進
 - イ 環境経営の推進
 - ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大
- (4) 個別リサイクル法等の着実な施行

2 推移をモニターする指標

- (1) レンタル・リース業の市場規模、詰め替え製品出荷率
- (2) レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、使い捨て商品販売量(輸入割り箸)
- (3) 中古品市場規模、リターンブルびんの使用率
- (4) 「リユースカップ」導入スタジアム数等
- (5) 地域の循環基本計画等策定数
- (6) ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村
- (7) 資源化等を行う施設数(リサイクルプラザ等)
- (8) 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量、リサイクル取組上位市町村、容器包装の分別収集の実施自治体率、各品目別の市町村分別収集量等
- (9) 地方公共団体等主催の環境学習・相互交流会の実施回数、「地域からの循環型社会づくり支援事業」への応募件数

取組指標 - 廃棄物等の減量化 -

一般廃棄物の減量化

第1次循環基本計画

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

(資源回収されるもの、粗大ごみを除く。)

平成12年度 平成22年度で約20%削減

1日あたりに事業所から排出するごみの量

平成12年度 平成22年度で約20%削減

第2次循環基本計画

1人1日当たりのごみ排出量

平成12年度 平成27年度で約10%削減

Reduceに関する指標を新たに設定

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成12年度 平成27年度で約20%削減

(資源回収されるものを除く。粗大ごみを減量対象に含む。)

事業系ごみ排出量

平成12年度 平成27年度で約20%削減

事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であるため、事業所当たりでなく総量について目標を設定。

産業廃棄物の減量化

第1次循環基本計画

産業廃棄物の最終処分量について

平成2年度 平成22年度で約75%削減

平成2年 平成17年で73%減少(実績)

第2次循環基本計画

平成12年度 平成27年度で約60%削減

基準年を「循環型社会元年」である2000年(平成12年)に統一。

平成2年度 平成27年度で約80%削減

国際的な循環型社会の構築における我が国の貢献

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による**世界全体での廃棄物の発生量の増加**
リサイクルの進展や資源需要の増加による**循環資源の越境移動量の急激な増加**
循環資源の不適切な処理・循環的利用による**環境被害の可能性**（E-waste問題等の発生）

国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献

アジアや世界で3Rを推進するため、「**新・ゴミゼロ国際化行動計画**」等の国際協力を充実

我が国の制度・技術・経験の国際展開

安全で衛生的なし尿処理システムの普及支援等を通じ、アジアからアフリカまで幅広く展開

アジア等

東アジアにおける資源循環の実現

- ・「**東アジア循環型社会ビジョン**」の策定及び実現へ向けた二国間の政策対話や多国間プロセスでの協力
- ・3Rの考え方等の**基本認識の共有**

アジア3R研究・情報ネットワーク

政策・経験の共有を通じて各国の3Rの取組を支援

まず各国の国内で循環型社会を構築し、
廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し
その上で循環資源の輸出入の円滑化を図る

G8等

資源生産性向上の取組に対する貢献

- ・資源生産性向上など、G8の先頭に立ち3Rイニシアティブをさらに展開
- ・**環境影響の評価等も念頭に置いた、資源生産性など物質フロー指標の国際共同研究の推進**
 - OECDにおいて、物質フローと資源生産性に関する作業等を支援
 - UNEPにおいて、「持続可能な資源管理に関する国際パネル」を支援

廃棄物処理施設整備計画の改定

平成20年3月25日 閣議決定

廃棄物処理施設整備計画改定のポイント

旧計画の評価

廃棄物処理施設整備計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上とともに、循環型社会を形成する上で、重要な役割を果たしてきた。
一方、地域によっては、一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫しており、引き続き廃棄物の減量化、再生利用等の推進が必要。

基本理念

廃棄物処理の3R化の推進
地域の自主性と創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備の重点、効果的かつ効率的実施

1. 市町村の一般廃棄物処理システムの3R化改革
2. 地球温暖化防止にも配慮した廃棄物処理施設の整備
3. 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
4. 効率的な事業の実施
5. 地域住民等の理解と協力の確保
6. 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
7. 災害対策
8. 入札及び契約の適正化

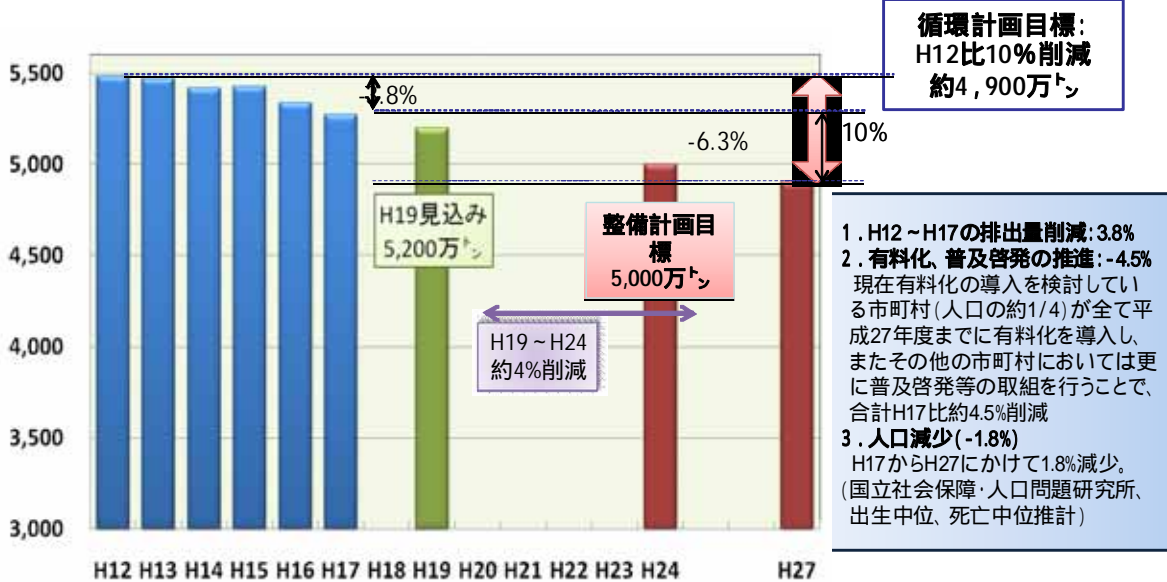
目標

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提に、廃棄物の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る

	現計画		旧計画		
	H19見込	H24目標	H14実績	H17実績	H19目標
(新)ごみ総排出量(万トン)	5,200	5,000	(5,420)	(5,273)	-
ごみのリサイクル率(%)	約20	25	15.9	19.0	21
ごみ減量処理率(%)	約98	概ね100	95.7	97.1	97.0
一般廃棄物最終処分場の残余年数	約15	約15	13.8	14.8	約14
(新)ごみ焼却施設の総発電能力(MW)	1,630	2,500	(1,365)	(1,515)	-
浄化槽処理人口普及率(%)	約9	約12	7.8	8.6	約11

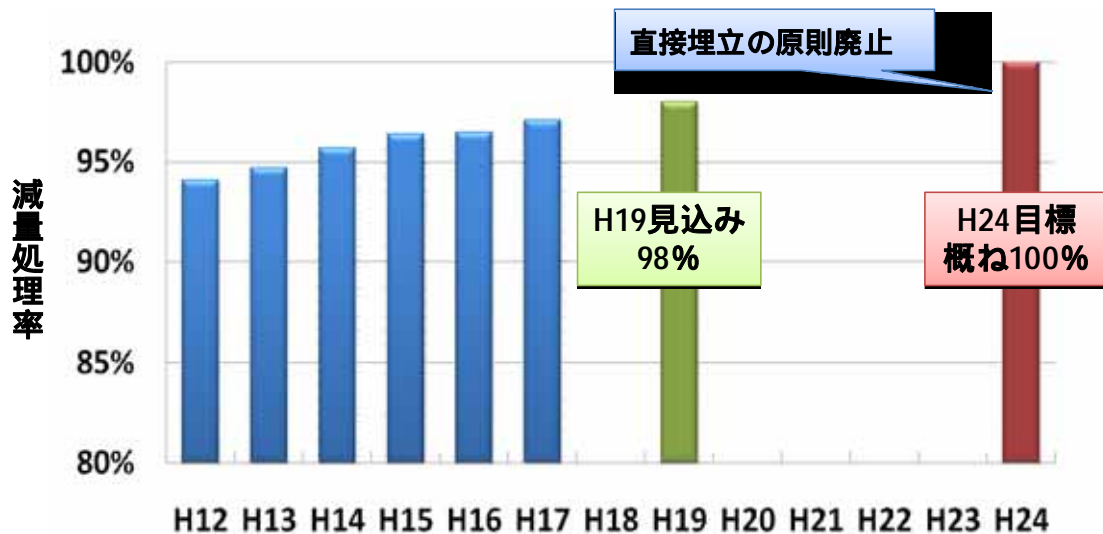
ごみ総排出量

循環基本計画と同様に、ごみ処理有料化、普及啓発、人口減少による排出量の削減を見込み、将来のごみ処理総排出量の目標を設定。



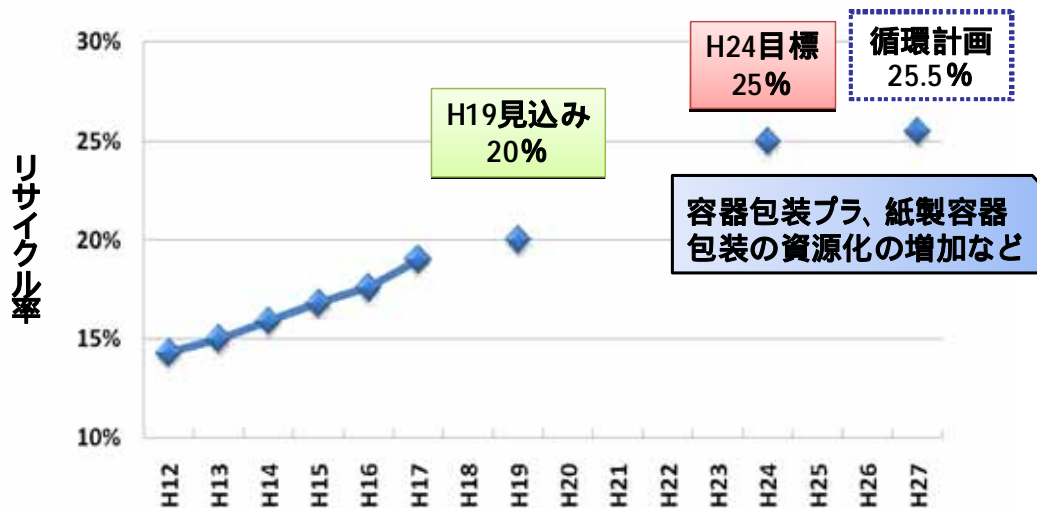
ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
- 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進
➡ 平成24年度における減量処理率: 概ね100%



ごみのリサイクル率

- スtockヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設の適切な整備の推進
 - 容器包装リサイクル法に基づく、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の資源化の推進
 - 生ごみの利活用や焼却灰の溶融による資源化の増加
- ➡ **平成24年度におけるリサイクル率: 25%**



一般廃棄物最終処分場残余年数




- 最終処分量の削減により、一般廃棄物最終処分場の残余年数は年々増加しているものの、残余容量については減少傾向にある。

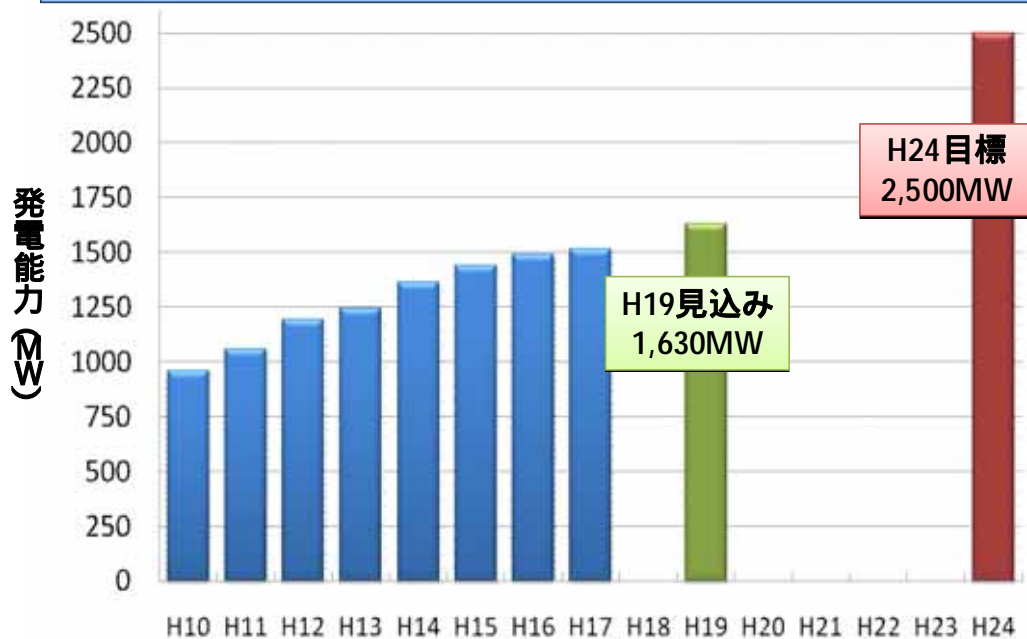


今後も廃棄物の発生抑制及び適正処理を推進した上で、生活環境の保全上支障がないよう適切に処分するため、最終処分場の設置、改造、既埋立廃棄物の減容化による一般廃棄物最終処分場の整備を推進する。

H24はH19の水準を維持

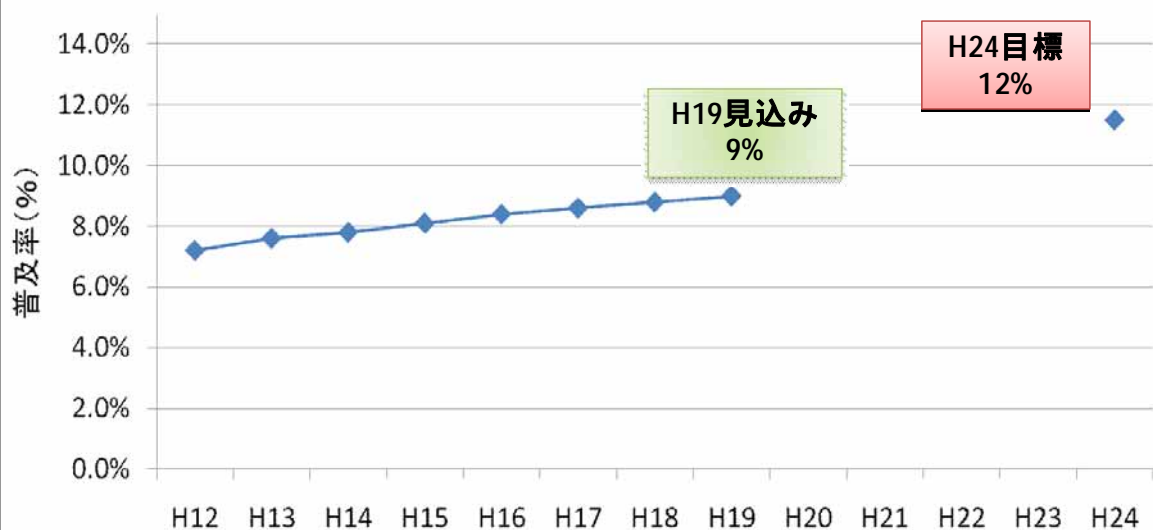
ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
- 今後、RPS法による高効率な廃棄物発電の実施
 **平成24年度における発電能力:2,500MW**



浄化槽処理人口普及率

過年度の整備実績を踏まえて引き続き整備を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めることにより、面的整備の一層の推進を図ることで、浄化槽の普及を進める。



廃棄物処理法に基づく基本方針の改正案について

平成 22 年 8 月
廃棄物・リサイクル対策部

1. 概要

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号)について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることにかんがみ、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会)の内容等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改定のポイント

(1) 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

数次にわたる廃棄物処理法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題は未解決。また近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となっている。

今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。

その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

(2) 廃棄物の適正な処理に関する目標

廃棄物の減量化の目標量については、第 2 次循環基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、平成 27 年度を目標年度とする。

一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標量は、以下のとおりとする。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 19 年度に対し、約 5 % 削減。	平成 19 年度に対し、増加を約 1 % に抑制。
再生利用量	約 25 % に増加。	約 53 % に増加。
最終処分量	平成 19 年度に対し、約 22 % 削減。	平成 19 年度に対し、約 12 % 削減。

(3) 廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

各主体の役割

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。

国の役割として、以下の事項を追加する。

- ・「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及を図ること。
- ・PCB 廃棄物について、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備や、PCB 廃棄物処理基金の造成等により、確実かつ適正な処理を進めること。また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めること。
- ・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、コベネ型技術の研究開発や、リユース・リサイクル・熱回収の推進等を進めること。
- ・世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、資源確保の観点にも視野を広げて廃棄物のリサイクルを推進すること。

廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保

一般廃棄物の収集運搬に関しては、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要。この際、利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集の効率化を図る。

事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、営業の継続を許容してしまうことが、廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、行政処分を迅速かつ厳正に行うべきである。

優良な処理業者の育成

優良な処理業者の育成のため、国は、能力・実績に関する基準を設定するとともに、基準に適合する処理業者の情報をインターネットにより提供する等の取組を推進する。

不法投棄等の不適正処理事案への対応

不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて積極的に推進する。

(4) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備を進める。

一般廃棄物の焼却処理に当たっては、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組む。

し尿及び生活雑排水については、効率的な污水处理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を実施する。

し尿処理施設の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入するなど、資源の有効利用を図る。

災害時にがれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤードを整備する。

ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る。

産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

悪質な不法投棄等により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっていることにかんがみ、国として、民間による処理体制確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、熱回収が可能な施設の整備を優先する。

P C B 廃棄物の処理施設については、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備を進める。また、無害化処理認定制度の活用等により、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物について、無害化処理認定制度の活用等により処理体制の整備を積極的に進める。

地域住民に対する情報公開の促進

産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等により公表することが必要。

(5) その他廃棄物の処理に関し必要な事項

レアメタル回収技術に関する研究、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、地方公共団体の施策と連携した廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究、廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することが必要。